

観 察

クミカン制度の現段階的意義

北海道大学 大学院農学研究院

教授 坂 下 明 彦

二〇一六年十一月の規制改革推進会議農業ワーキンググループの答申「農協改革に関する意見」において突如としてクミカンの即時廃止が打ち出された。これは、クミカンが「農業者の農産物販売先を統制し、また毎年一定の期日で債務の完全返済を義務づけるため、農業者の経営発展の阻害要因となって」という誤った認識を前提にしたものであり、自民党の取りまとめでは、お咎めなしということになった。これについてはすでに問題の指摘を行っている^{注1}。

しかし、クミカンについては現状追認的な議論が多く、昔から言われてきた「どんぶり勘定」だとか農家の経営感覚を麻痺

させるなどの批判に対し、正面から反論する努力に欠けていると言わざるを得ない。そこで、中小企業金融的視点などからクミカンの現段階的意義について述べたうえで^{注2}、クミカンの現状と将来について整理してみることとする。

一．クミカンの取引形態

クミカンは、北海道の農協が独自に確立した営農・生活資金供給システムである^{注3}。営農前に年間の収支計画である「営農計画書」を農家が作成し、それをもとに年間の運転資金の上

限度が決定され、その範囲内で営農・生活資金が総合口座から貸し付けられ、年末に精算する方式である。つまり、農協への出来秋での出荷誓約によって農産物販売収入という未来の動産を担保とする金融、特殊な農産物担保金融なのである。むしろ、その前提には協同組合金融としての対人信用貸し付けの思想がある。

戦前には取引形態が同一である「仕込み取引」があったが、これは仕込み「支配」といわれるように高利貸し資本による農家の収奪手段であった。この形態が一九三〇年代後半から一部の農協（産業組合）で総合事業と低利資金供給を結合する方式として導入され、それが戦後に一般化していくのである。

担保は基本的に農産物販売代金であるが、かつてはこれに加え部落連帯保証をとっていたが、現在は根抵当へと移行している。めったなことでは、このクミカン契約が打ち切られることはなく、抵当権が執行されることもない。その代わりに、営農指導により農家経済を常に把握することが農協のリスク管理である。ビジネスサイクルとして見ていると言いつ直すこともできる。この目的は農家の行動の監視ではなく、むしろ経営改善に資することにあり。このように営農指導と一体となっているところにクミカンのよさがある。

二 中小企業金融のモデルとしてのクミカン

しかも、現在中小企業金融の土俵ではこうした指導金融的なあり方が積極的に位置づけられており、クミカン金融もこれと対比させて考える必要がある。バブル崩壊後の二〇〇三年から、金融庁は融資先の中小企業を活性化させるリレーシヨシップバンキング（地域密着型金融）を推進している。これは、貸付先と密着し、その営業強化のためのコンサルティング機能を強化することで、地域企業と地域金融機関との共存をはかることとするものである。融資先の経営を伸ばすことで融資を拡大するという中小金融機関の原点に戻る取り組みといえる。

こうした中小企業対策の強化のなかで、従来の不動産担保や個人保証による融資方式の是正として「担保・保証に過度に依存しない融資の推進」が奨励され、スコアリングモデルを活用した融資やABL（動産担保金融）が注目されている。ABLは、アメリカで発達した金融方式で、棚卸資産や売掛債権などを担保とすることで融資枠の拡大をはかる制度である。これは、経済産業省によって推進され、二〇〇七年に日本ABL協会が設立されている。不動産担保・個人保証が困難である中小企業向け融資としても注目されており、リレーシヨシップバンキ

ングの中でも位置づけられている。

中小企業を対象としたＡＢＬにおいては、棚卸資産や売掛債権を担保とする融資が基本であり、農業部門の融資でも畜産分野では家畜を担保としているが、北洋銀行の事例では青果物を対象とするため実質的に現物担保ではなく売掛金と回収金（預金）担保となっている^{注４}。ただし、融資スキームは事業価値・ビジネスサイクルの評価に依拠しており、銀行側の出荷実績などのモニタリングによって担保される仕組みである。

北海道の農協の営農指導は生産から販売までの一体的な過程に即して行つとされており、農家のビジネスサイクルが重視されている点で共通している。そして、クミカンは営農計画を前提とした農産物担保金融の形態であり、青果物を対象とするＡＢＬの融資スキームと共通している。北海道の指導金融は農協型レイシヨシツパンキングと位置づけることができ、クミカンはＡＢＬの先取りであると位置づけることができるのである。

三．クミカン利用の現状と将来

クミカンは全道に普及しており、クミカンを持たないのは三

農協のみであり、クミカン契約農家は四八、五七四戸のうち三四、六四八戸、七一・三％となっている。非利用者には三農協の正組合員の他、事実上の非農家が多いとみられるが、一部には大規模農家（法人経営）も含まれるといわれる。

しかも、すべての農家が生産したものを全量農協に出荷しているわけではない。資金に余裕のある農家であれば、農協外の出荷計画がある場合には、クミカンの基礎となる営農計画書からその分を除外して、限度額設定を行うこともある。ここからクミカンを農家を縛り付けているという批判は当たらないことがわかる。

クミカンは営農年度である一月から十二月までの一年間の契約である。年間の精算は年末に行われるが、過去には制度資金を優先して引き落とし、赤字部分を農協からの証書貸し出しで埋めるようなことが行われていたが、すいぶん改善されている。また、農地価格が下落する一九八五年前後までは、一年間の収支をきちつと精算せずに翌年に持ち越す安易な運用が行われ、農家負債を累積してしまうケースも存在した。現在はこのようなこともなく、赤字経営が続く場合には農業生産性の問題も含めて経営改善計画を立て、低利資金への借り換えなどの対応も行われている。

クミカンは自転車操業を前提にした制度なので、営農資金の貯蓄ができれば必要なくなる。クミカンを採用していない土幌町農協では、「一年送りの農業」という考え方を以前から取り、翌年の営農資金を積み立てるために営農貯金や備荒貯金などを推進してきた歴史がある^(注5)。十勝地方では同様の考えにもとづき、必要営農資金に見合った営農貯金の積み立てをしている農協が多く、これをクミカんに連動させて運用している。クミカンを必要としない農家経営の創造が営農資金貸付の究極の目標なのである。

【注記】

- (1) この経過とワーキンググループ委員の本間教授（東大）の主張の問題性については、坂下「二〇一七」を参照のこと。
- (2) 坂下「二〇〇八」および坂下他「二〇一六」pp.67-68を参照のこと。
- (3) クミカンに関する主な論文には、主に山田「一九六七」、山尾「一九八二」、田淵他「一九九五」がある。
- (4) 北洋銀行のABLの事例については、坂下他「二〇〇七」を参照のこと。
- (5) 当時クミカンを実施していなかった土幌農協、ふらの農協、比布農協の実態については、坂下他「二〇〇九」を参照のこと。

【参考文献】

- (1) 山田定市「組合員勘定」の実態と本質」協同組合経営研究所「経営月報」No.一六〇、一九六七年
- (2) 山尾政博「北海道における「組合員勘定制度」の成立と展開」『農経論叢』第三七集、一九八一年
- (3) 田淵直子・太田原高昭「北海道における農協組合員勘定制度と営農指導事業」『農経論叢』第五一集、一九九五年
- (4) 坂下明彦他「系統外金融機関の農業金融参入動向に関する調査」北海道地域農業研究所、二〇〇七年
- (5) 坂下明彦「地域金融機関の地域密着型金融の展開と農業部門への参入」『ニューカントリー』二〇〇八年四月号
- (6) 坂下明彦他「北海道の農業金融の課題と法人問題」北海道地域農業研究所、二〇〇九年
- (7) 坂下明彦他「総合農協のレーゾンテール」筑波書房、二〇一六年
- (8) 坂下明彦「現実を知らない性急な廃止論 クミカンは経営改善のために」『ニューカントリー』二〇一七年二月号